

和歌山県こども計画（仮称）

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として令和5年4月1日に「こども基本法」が施行され、こども施策を総合的に推進するため、こども基本法第9条に基づき同年12月22日に「こども大綱」が閣議決定されました。

本県においても、こどもまんなか社会の実現のため、総合的かつ一体的にこども施策を強力に進めるため、従前からのこどもに関する5つの計画、紀州っこ健やかプラン、子供・若者計画、子供の貧困対策推進計画、子ども虐待防止基本計画、社会的養育推進計画を一元化し、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を定めたこども計画を策定します。

2 計画の性格及び位置付け

この計画は、こども基本法第10条第1項に基づき定める計画です。また、同計画は、以下の計画として位置付けます。

- (1) 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく都道府県子ども・若者計画
- (2) 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に基づく都道府県計画
- (3) 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく都道府県行動計画
- (4) 子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- (5) 和歌山県子どもを虐待から守る条例第9条に基づく基本計画
- (6) 新しい社会的養育ビジョンに基づく都道府県計画
- (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画
- (8) 成育医療等基本方針に基づく計画策定指針に基づく成育医療等に関する計画

なお、この計画は和歌山県地域福祉推進計画、和歌山県保健医療計画、和歌山県健康増進計画、紀の国障害者プラン、和歌山県男女共同参画基本計画、和歌山県教育振興基本計画その他の関連計画等との調和と連携を図り推進します。

3 計画期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

4 計画推進体制等

- (1) 取組の評価及び検証

評価及び検証は、県こども施策審議会子育て支援部会、県青少年問題協議会、県

子どもを虐待から守る審議会、県こどもの貧困解消に向けた対策に関する有識者会議において、それぞれの分野の KPI¹の進捗状況等に基づく本計画の推進状況を調査審議し、PDCA²サイクルにより継続的に計画を推進し、その評価及び検証を踏まえ EBPM³の観点から施策を実施します。

また、和歌山県子ども施策審議会においては、取組の評価及び検証を統括します。なお、毎年度、目標指標の進捗を県民のみなさんに分かりやすく示します。

(2) 計画の見直し

必要に応じ、本計画の見直しを行います。

(3) 責務

ア 和歌山県の責務

国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、こどもの状況に応じた施策を策定し実施します。

イ 事業主の責務

労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、雇用環境の整備に努めます。

ウ 県民の責務

子ども施策について関心と理解を深めるとともに、国または地方公共団体が実施することも施策に協力します。

5 本計画における用語の定義、こども表記

本計画において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とし、「若者」は思春期及び青年期（施策によってはポスト青年期の者も含む）の者とし、

また、「こども」、「子供」、「子ども」の表記について、本計画では以下のとおりとします。

- ・一般的に使用する場合は「こども」と表記
- ・法律や資料の引用元で使用されているものは、使用されている文言のまま表記

¹ KPI : Key Performance Indicator。最終的な目標を達成するための中間目標。

² PDCA : Plan(計画)、 Do (実行)、 Check (評価)、 Action(改善)を繰り返し、業務品質を高める。

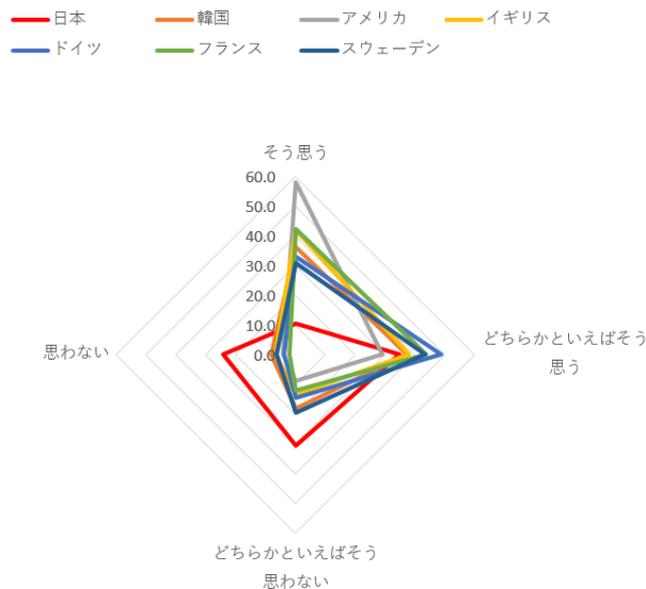
³ EBPM : Evidence Based Policy Making。政策目的を明確化したうえで合理的根拠に基づくものとする
こと。

第2章 計画策定の背景

1. こどもや子育てを取り巻く現状

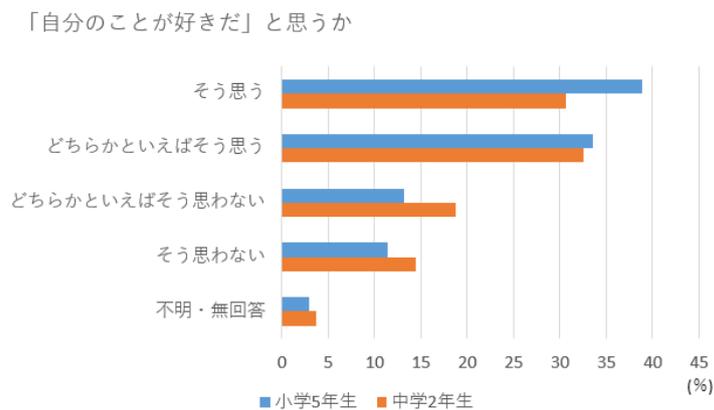
(1) こどもの幸福度

諸外国に比べ日本のこどもや若者は自己肯定感が低くなっています。



出典:内閣府「H30 我が国と諸外国の若者⁴の意識に関する調査」

和歌山県が県内の小学5年生と中学2年生に対し行った調査で、「自分のことが好きか」との質問に対し、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した小学5年生は24.6%、中学2年生は33.2%でした。



出典:和歌山県「子供⁵の生活実態調査」(R5)

⁴ 各国満13歳～満29歳までの男女

⁵ 県内の全小学5年生及び全中学2年生

(2) こどもの人権意識

児童の権利に関する条約は、低年齢になるほど認知されておらず、こどもが自身の人権について自覚していないおそれがあります。

また、自分の意見を大事に扱ってもらうことと幸福度には相関関係が認められますが、こどもは年齢が上がるほど意見が尊重されていないと感じている傾向にあります。

児童の権利に関する条約は、大人も約半数が認知していません。

児童の権利に関する条約の認知度



出典：こども家庭庁「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究⁶⁾」

自分の意見が尊重されていると感じているこどもは、幸福度が高い傾向にあります。

■親・先生による意見の尊重度と幸福度の関係

親・先生に意見が尊重されていると感じるこどものうち、現在の幸福度について「とても幸せ」「幸せ」と回答した割合は、それぞれ86%、89%に達した。それと比較し、親・先生に意見が尊重されていないと感じるこどもの幸福度は下がる傾向がみられる。

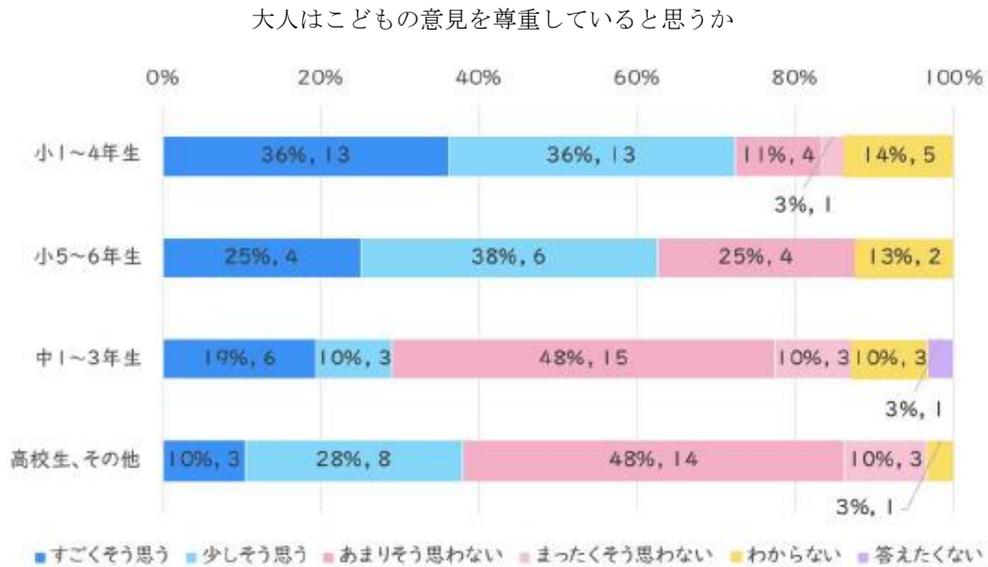


出典：公益財団法人日本財団「こども71万人意識調査」

⁶⁾ 全国の小学1年生～高校生から各5,000人程度無作為抽出した。大人は全国の10歳～89歳のモニター5,000人が回答した。

⁷⁾ 全都道府県男女10～18歳

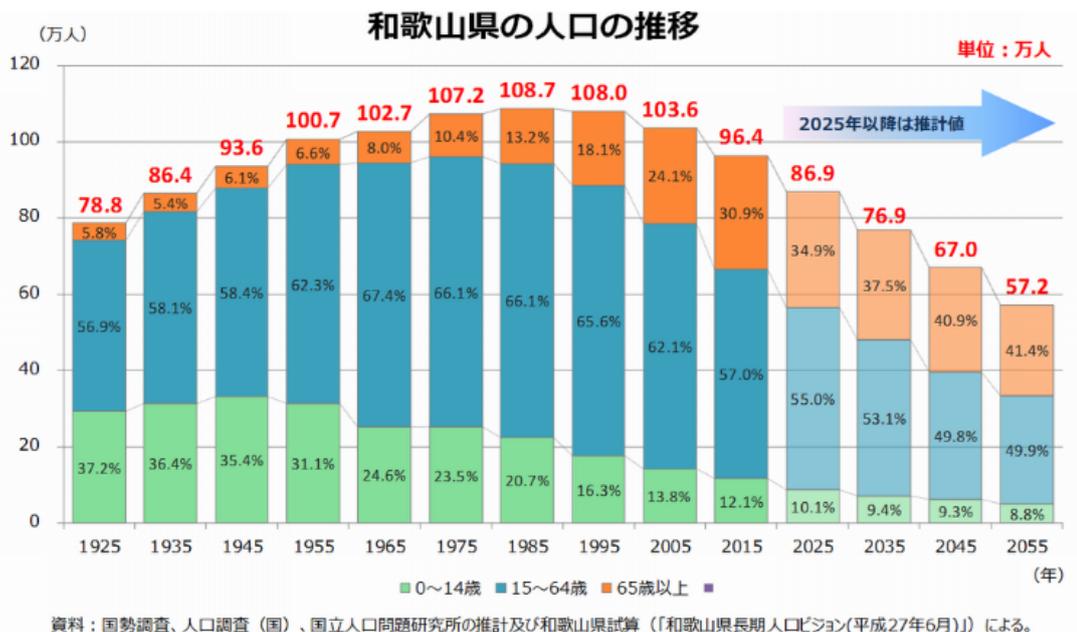
こどもの年齢が上がるほど、大人はこどもの意見を尊重していると思っておらず、高校生になると 48%が「あまりそう思わない」、10%が「全くそう思わない」と約 6割となっています。



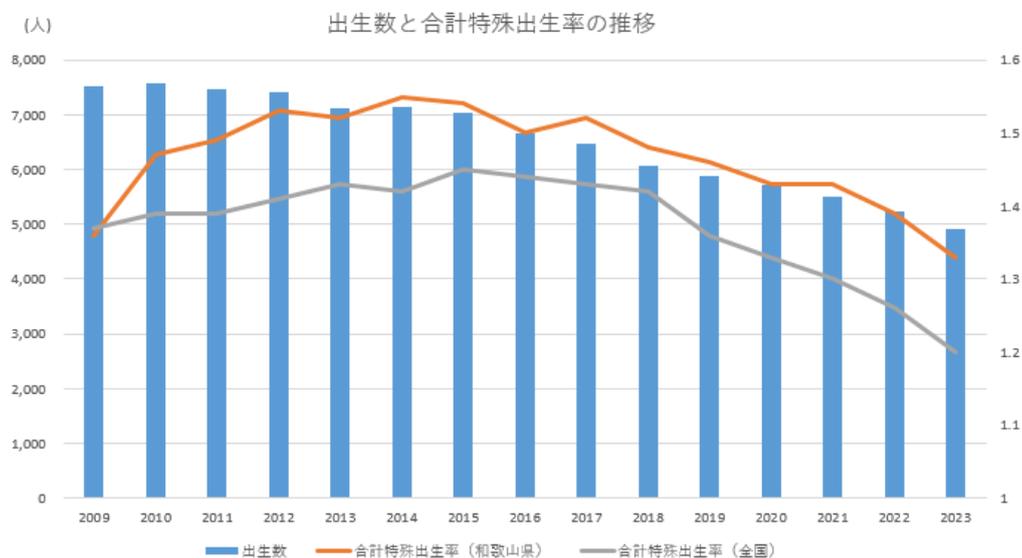
出典：国立研究開発法人国立成育医療研究センター「子どもの権利に関する意見・希望調査」

(3) 社会の情勢

親となる世代の人口減少、コロナ禍による出会いの機会の減少、経済環境の悪化などで、こどもの数の減少が加速化しています。

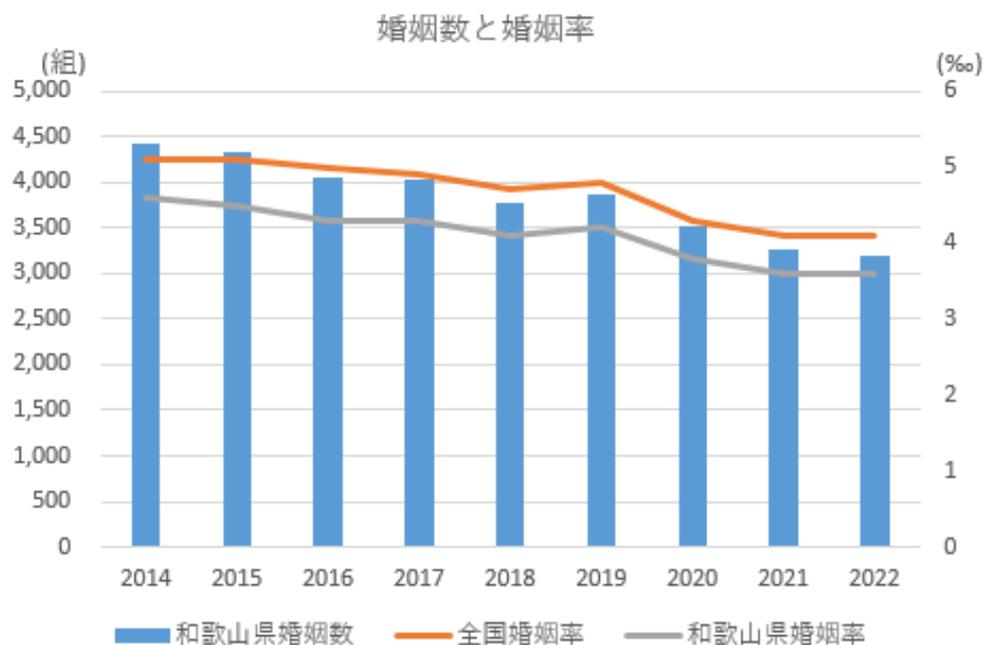


和歌山県の出生数は減少傾向であり、合計特殊出生率⁸も全国に比べ高くはなっていませんが、減少傾向です。



出典：人口動態統計

和歌山県の婚姻数は減少傾向で、婚姻率⁹は全国に比べ低くなっています。

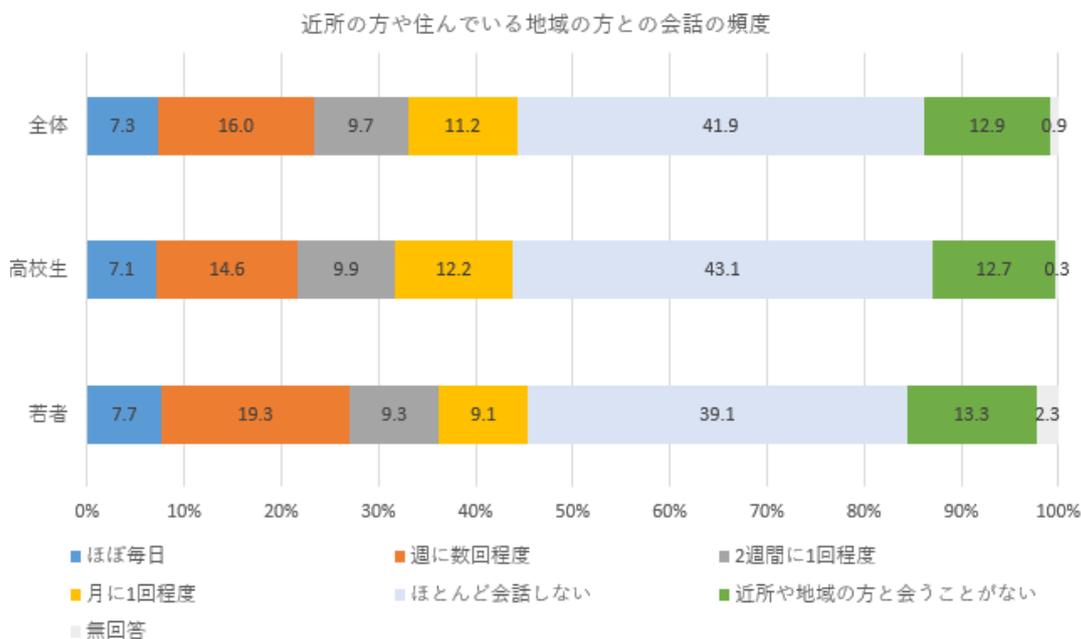


出典：人口動態統計

⁸ 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

⁹ 人口千人に対する婚姻件数の割合

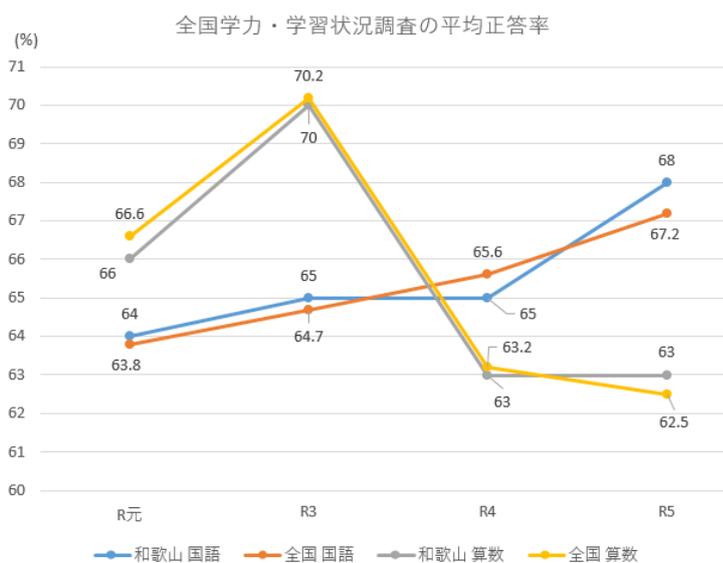
近所の方や住んでいる地域の方との会話の頻度は、高校生と若者合わせて「ほとんど会話しない」が41.9%と最も高くなっており、地域との関わりが薄い様子が見がえられます。



出典：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査¹⁰⁾ (R2)

(4) こどもの学力と体力

和歌山県のこどもの学力は概ね全国平均に近い状況にあります。また、体力については近年、全国平均を上回っている状況です。

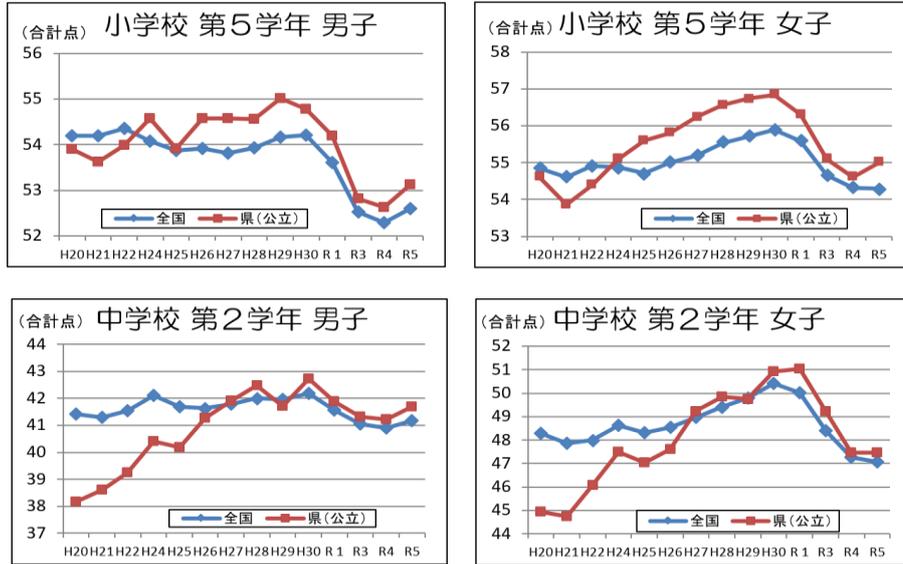


出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査¹¹⁾」

¹⁰⁾ 「若者」は18歳～39歳 703名

¹¹⁾ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により実施は見送り

全国体力・運動能力、運動習慣等調

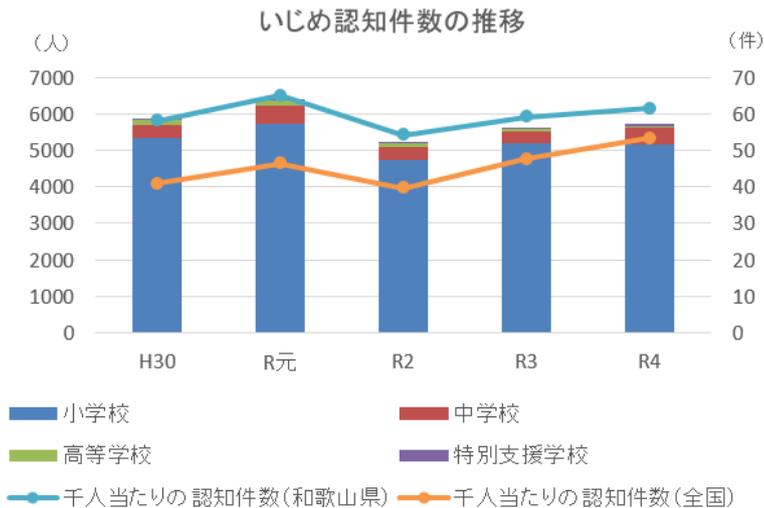


出典：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

(5) こどもの発達環境

いじめ、不登校、貧困、児童虐待、ヤングケアラー¹²がいること等は解消されておらず、依然として厳しい状況にあります。

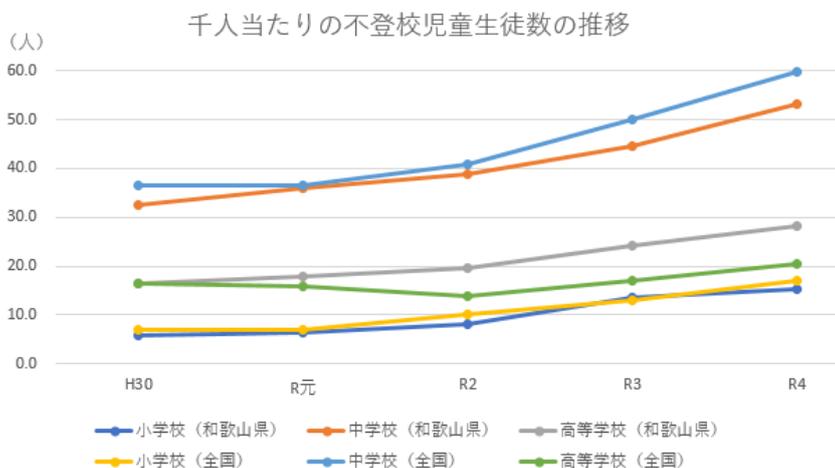
いじめの認知件数は、コロナ禍で一時減少しましたが、再び増加してきています。和歌山県の認知件数は全国に比べ高くなっています。



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

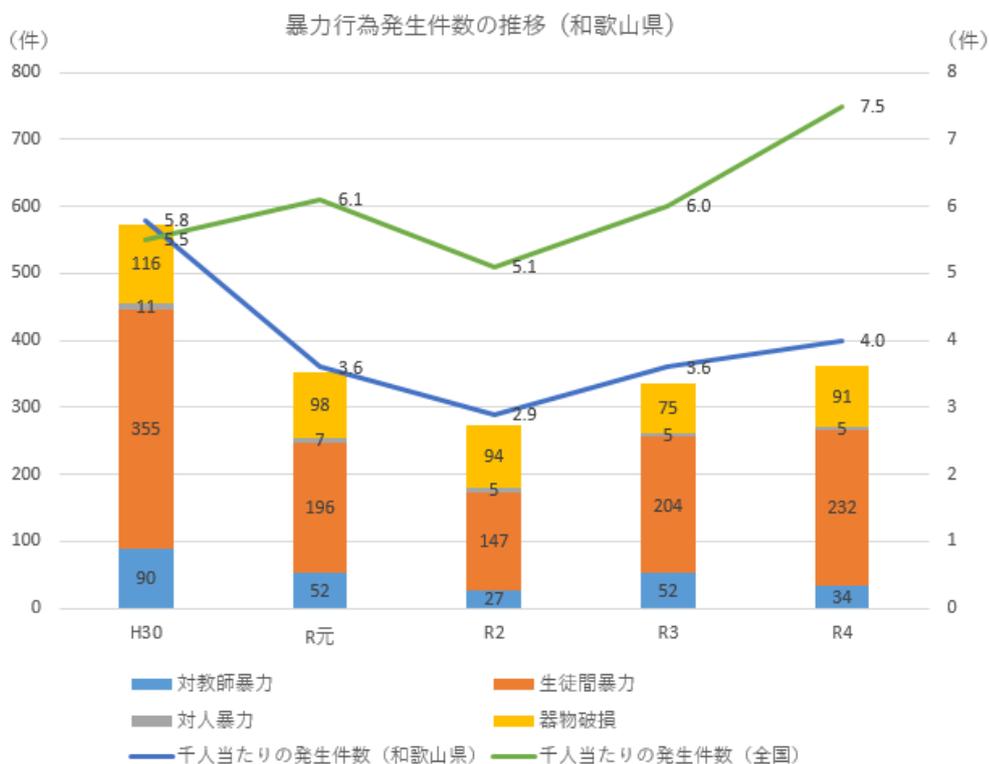
¹² 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもや若者

不登校児童生徒は年々増加傾向にあります。和歌山県は、全国に比べ小学校、中学校は不登校児童生徒が若干少ないものの、高等学校になると不登校生徒が多くなります。

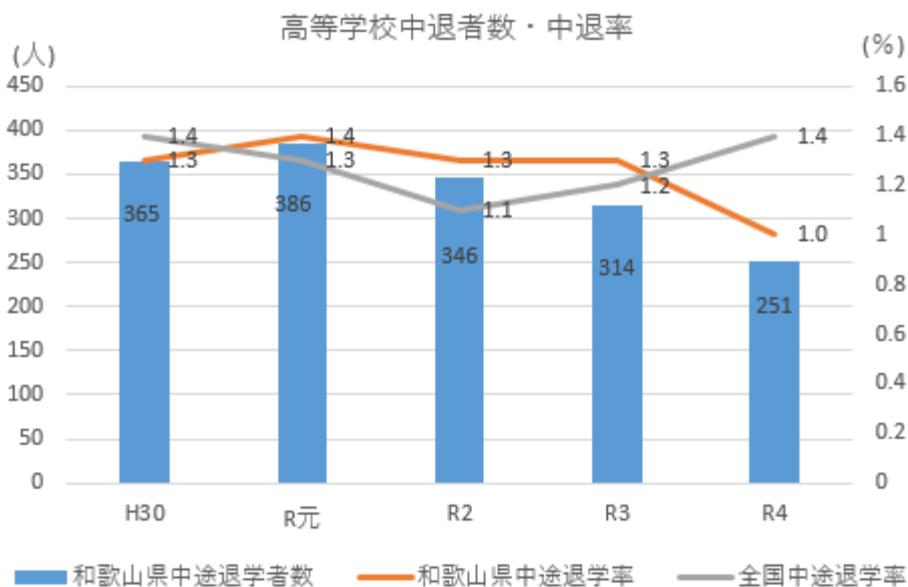


出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

本県の国公私立小、中、高等学校における令和4年度の学校内外の暴力行為発生件数は、児童生徒千人当たり4.0件で前年度より減少し、全国より低い状況です。



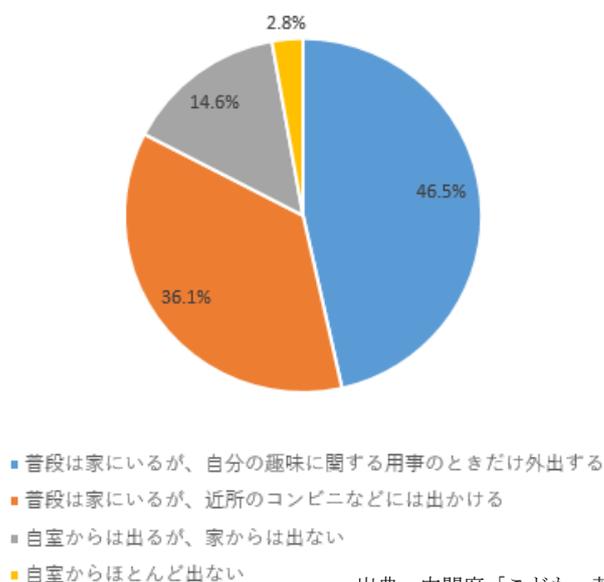
高等学校中退者数は近年、減少傾向で令和4年度は251人です。高等学校中退率は令和4年度に1.0%となり全国平均を下回りました。



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

令和4年に内閣府が行った調査によると、15歳から39歳の子どもや若者層におけるひきこもりの推計割合は、平成27年に内閣府が行った「若者の生活に関する調査」の1.57%から2.05%に増加しています。

ひきこもりの状況（全国）



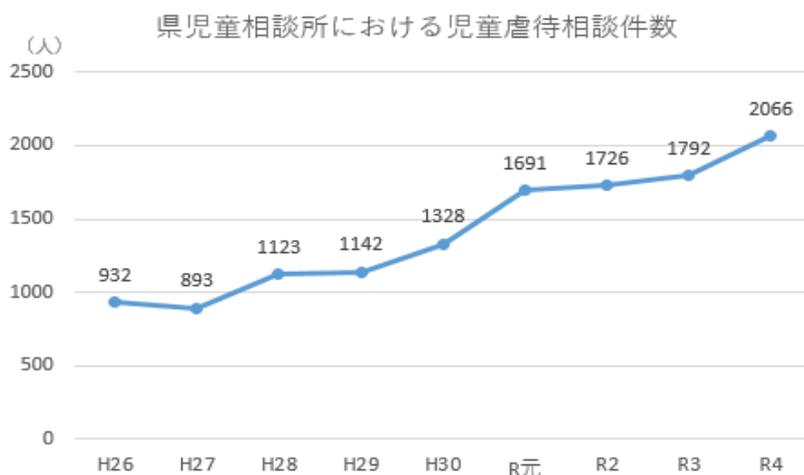
出典：内閣府「子ども・若者の意識と生活に関する調査」(R4)

子育て世代の所得の中央値¹³の2分の1未満の所得段階¹⁴は10.7%となっており、約10人に1人は相対的貧困¹⁵状態にあります。

	所得の範囲	件数	%	% (判定不能を除く)
所得段階Ⅰ (中央値以上)	245万以上	4,245	45.8	50.9
所得段階Ⅱ (中央値の2分の1以上)	123～245万未満	3,203	34.5	38.4
所得段階Ⅲ (中央値の2分の1未満)	123万未満	897	9.7	10.7
判定不能	-	932	10.0	-

出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(R5)

児童相談所への虐待相談件数は年々増加し、令和4年度は児童虐待防止法が施行された平成12年度の160件から約13倍の2,066件となっています。



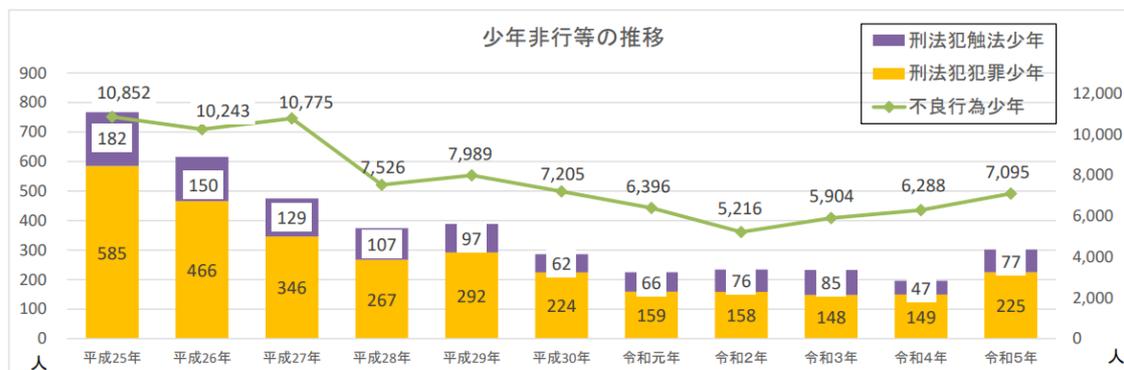
出典：和歌山県「和歌山県内における児童虐待相談の状況」

¹³ 数値を小さいほうから順に並べたときに真ん中に位置する値

¹⁴ 等価処分所得の中央値の半分の値を「貧困線」という

¹⁵ 貧困線を下回る等価処分所得しか得ていないこと

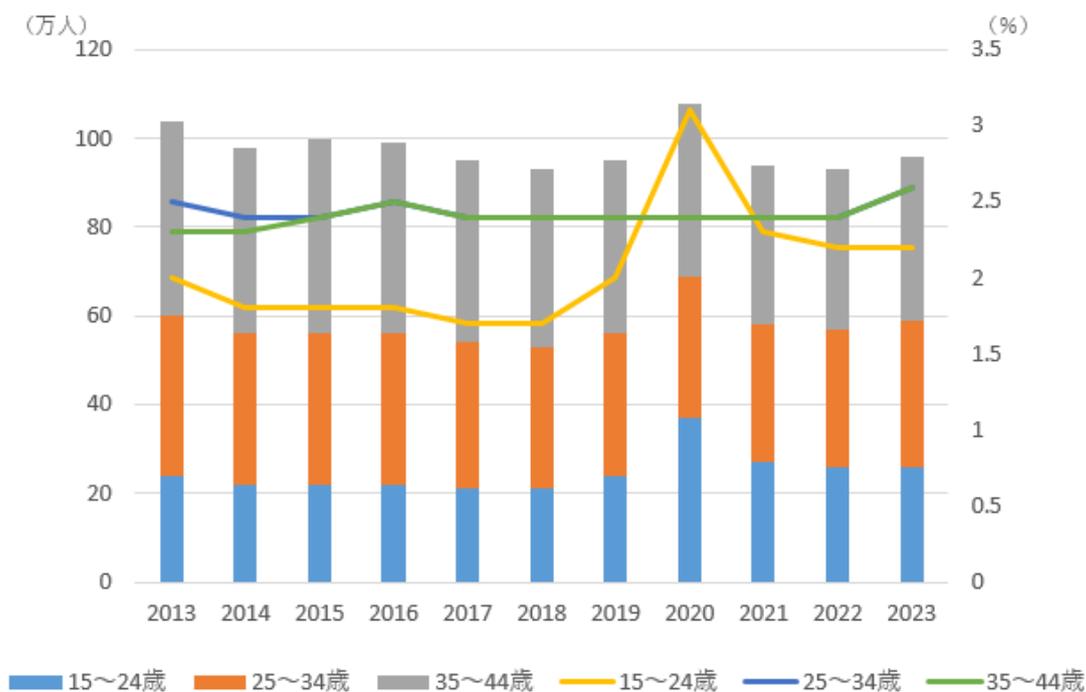
少年非行¹⁶の件数は令和 5 年度に 302 人となり前年に比べ 106 人増となっています。不良行為¹⁷少年は令和 3 年度から増加に転じ、令和 5 年は 7,095 件となっています。



出典：和歌山県警「和歌山の少年非行概況」

令和 5 年度においてニート¹⁸は微増しています。15～24 歳のニートはコロナ期からは減少しましたが、コロナ禍前程度までは回復していません。

若年無業者と 35～44 歳無業者の数及び人口に占める割合の推移（全国）



出典：総務省「労働力調査」

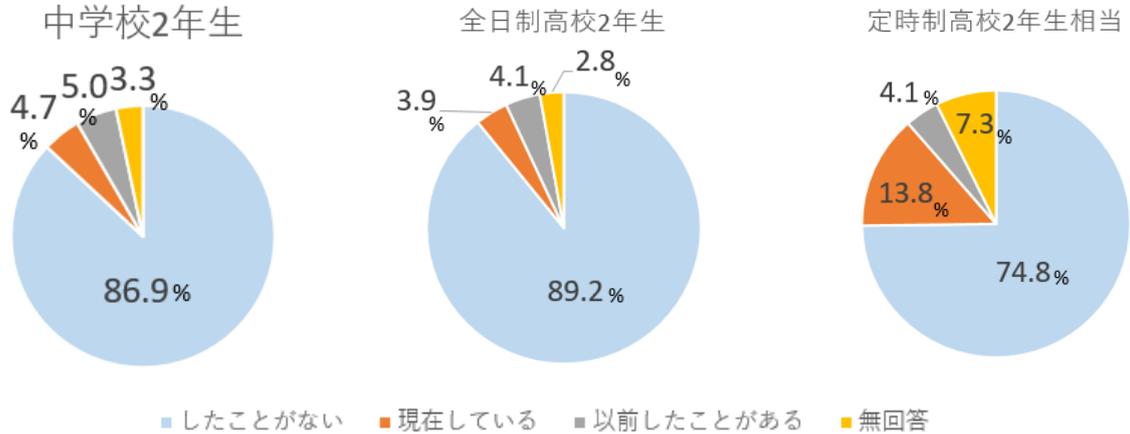
¹⁶ ①14 歳以上 20 歳未満の少年による犯罪行為と②14 歳未満の少年による触法行為の総称（法務省「犯罪白書」）

¹⁷ 犯罪少年、触法少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊その他自己または他人の特性を害する行為（法務省「犯罪白書」）

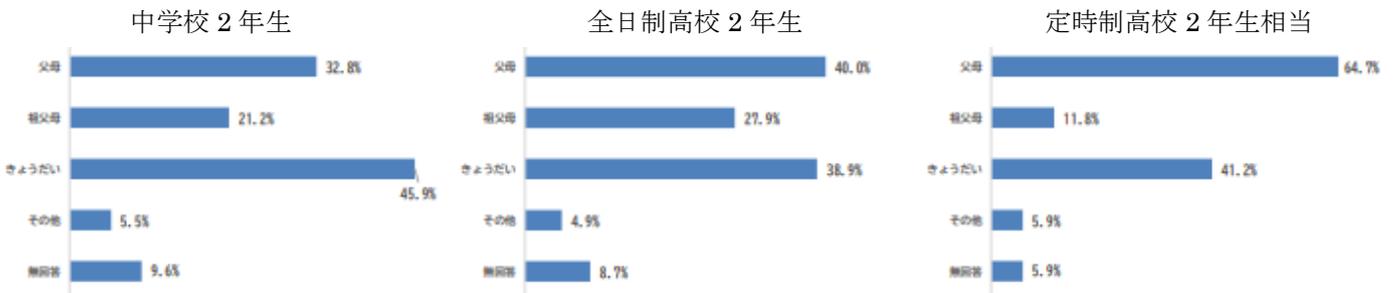
¹⁸ 15～34 歳の労働力人口のうち、家事も通学もしていない人（総務省統計局が実施する労働力調査の定義）

令和2年度のヤングケアラーの実態に関する調査研究によると、世話を現在している家族がいると回答したこどもは、中学2年生で4.7%、全日制高校2年生で3.9%、定時制高校2年生相当で13.8%になっています。

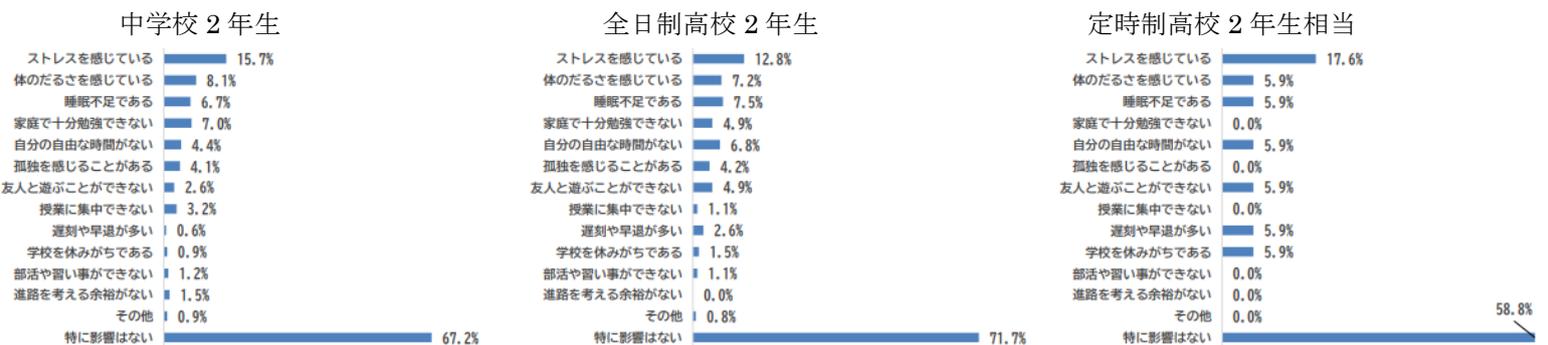
○家族のケアをしたことがありますか。



○ケアしている家族の内訳



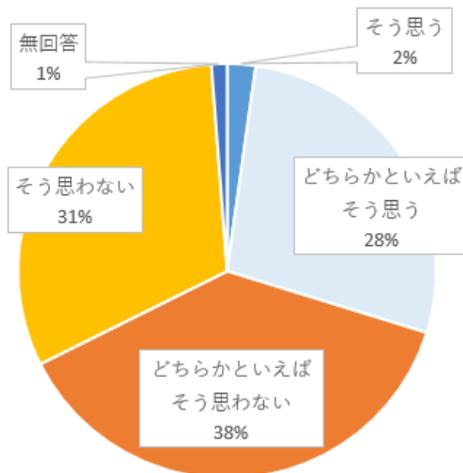
○家族のケアをしているために、自分の生活にどのような影響が出ていると思いますか。



出典：和歌山県「中高生の生活実態に関するアンケート」(R3)

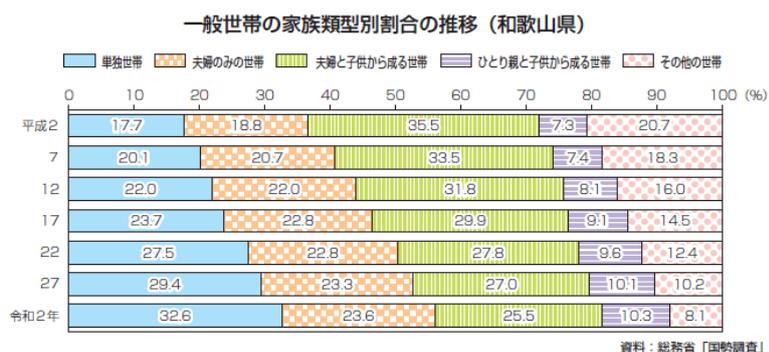
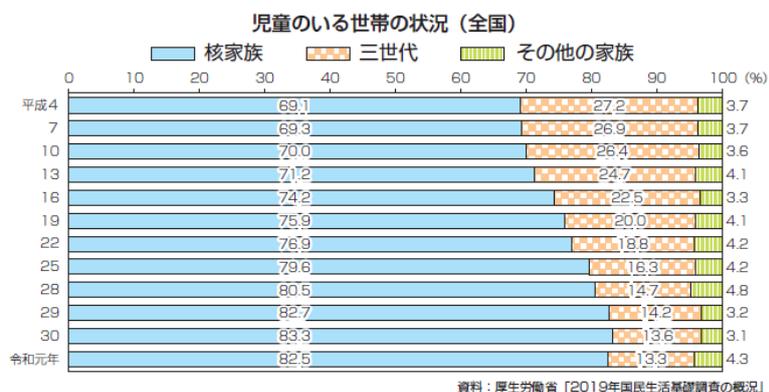
(6) 子育て環境

子育て世代の69%は、日本の社会は結婚、妊娠、こども、子育てにやさしい社会だと感じていません。子育て世代は、周囲や社会に対して、子育ての大変さの理解や社会全体で子育てをする気運の醸成を求めています。

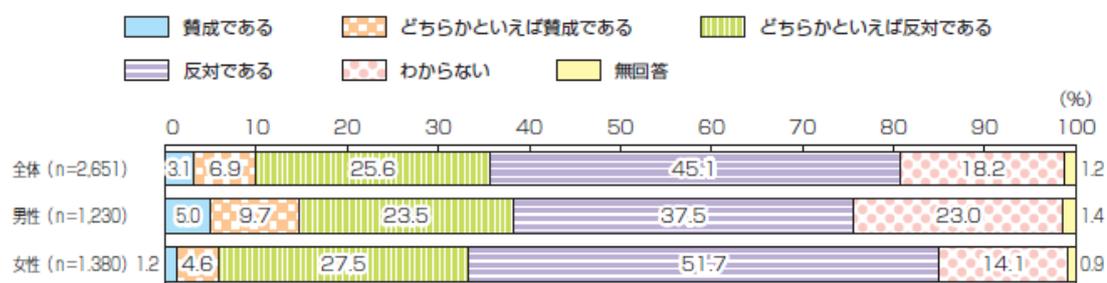


出典：和歌山県「子育てに関する意識調査」(R5)

国民生活基礎調査によると、児童のいる世帯のうち、三世代家族の割合は13.3%で年々減少傾向にあります。



性別により男女の役割を決めるような考え方について、「反対」が上回っていますが、「反対である」との回答は女性が男性を14.2ポイント上回っています。



資料：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」(令和2年度)

2. 前計画及び統合前計画の取組状況（作成中）

(1) 紀州っこ健やかプラン

(2) 県子供・若者計画

(3) 県子供の貧困対策計画

(4) 県子ども虐待防止基本計画

(5) 県社会的養育推進計画（前期）

3. 現状の打破に向けて

こどもを取り巻く厳しい環境を打ち破るため、こどもを社会のまんやかに据えて、こどもの視点で、家庭、学校、地域等あらゆる環境を視野に入れつつ、その権利を保障し、男女格差の解消への取組を含め、誰一人取り残さず、生命や安全を守り、健やかな成長を社会全体で後押しします。

また、子育てを社会全体で支え、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、その責任を果たせるようにすることでより良い親子関係の形成を促し、こどもの健やかな成長の実現につなげます。

第3章 基本理念及び基本方針

1. 基本理念

県では、すべての子どもや若者が自分の人権を大切にし、一人一人の人格や個性が尊重され、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、等しくその権利が守られ、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう「こどもまんなか社会」を実現します。

2. 基本方針

基本理念に基づき、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の5つの基本方針のもと、こども施策を推進します。

(1) 子どもや若者一人一人の人権を尊重し、社会形成を子どもや若者とともに推進

すべての子どもや若者は、命が守られ、思想、信条、人種、民族、国籍、障害の有無、性的指向及び性自認¹⁹、生い立ち、成育環境、家庭環境等いかなる理由でも差別されず、一人の人間として尊重される権利を有しています。こうした子どもや若者の人権を尊重しつつ、子どもや若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、子どもや若者の最善の利益を第一に考えた環境づくりを進めます。また、子どもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見表明できる機会を設けるとともに、意見形成への支援を進め、主体的に社会の形成に参画する態度を育みます。

(2) 子どもや若者の健やかな発達と育成を切れ目なく支援

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる最も重要な時期であることを踏まえた上で、こどもの育ちについて十分理解し、一人一人の発達に応じた適切な保護者の関わりや質の高い教育、保育や子育て支援の安定的な提供を行うことを目指します。また、成長の基盤となる資質、能力を獲得できるよう、確かな学力の向上、豊かな心、健やかな体を育成するとともに、安全に安心して過ごせる居場所を持ち、学びや遊びを通じて幸せな状態で成長し、自分らしく社会生活を営むことができるよう切れ目なく支援します。

(3) すべての子ども、若者やその家庭を対象とした良好な成育環境の確保

障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子ども、若者やその家族を含め、すべての子ども、若者や世帯を対象とし、居住する地域や社会的状況、経済的状況など、子ども、若者や保護者を取り巻く環境が変わった

¹⁹ 自己の性別についての認識のこと

場合でも、切れ目なくこどもや若者の成長を支える環境づくりを進めます。このような良好な成育環境を確保するため、貧困と格差の解消に取り組みます。

(4) 社会全体でこども、若者や子育てを支援

こどもや若者の健やかな育ちと子育てを支えることは、こども、若者や保護者の幸せにつながることはもとより、将来の社会の担い手の育成の基礎となる重要なものであることから、社会のすべての構成員が、こどもや子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、すべてのこども、若者が健やかに成長できる社会の実現を目指します。本来、子育てとは、日々成長するこどもの姿に感動しながら、親もまた親として成長することに大きな喜びや生き甲斐をもたらす営みです。負担や不安、孤立感を抱えながら子育てを行っている人々が増加していることを踏まえ、親が親として、その責任を果たしながらも、一方で子育ての喜びを享受することができるよう、社会全体で、親の育ちの過程を支援します。

(5) 妊娠、出産、子育ての希望を実現

若い世代の生活の基盤を安定させるため、こどもや若者の勤労観、職業観、社会的自立、職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の育成を進め、円滑な就職支援等により若者の雇用と所得の安定化を図り、希望する人が、安心してこどもを生き育てることができる社会を実現するため、妊娠、出産、育児までの、切れ目のない支援、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた地域社会全体での取組を推進します。

第4章 基本方針に基づく取組の方向性と展開する施策

和歌山県子ども計画 体系図

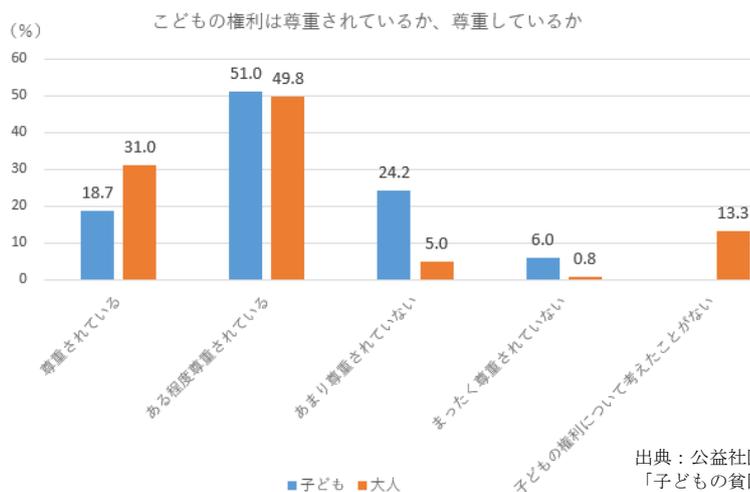


1. こどもや若者一人一人の人権を尊重し、社会形成をこどもや若者とともに推進

(1) こどもや若者の人権意識の向上

ア 現状と課題

こどもは大人から守られるべき存在ではありますが、生まれながらにして一人の人間としての権利を持っています。しかしながら、「こどもは未熟であり大人の言うとおりにするべき」との支配的な価値観が根強く残っており、こどもを人格を持った個として尊重しているとは言い切れません。また、こどもが自分自身の権利について自覚しきれていないことも考えられます。こどもの健やかな成長には、大人がこどもと対等に接するとともに、こども自身が自分の権利を大切にし、他者の権利も尊重する人権感覚を身に付けることが必要です。



イ 展開する施策

(ア) こどもの権利の理解促進

こどもが権利の主体であることを大人が認識し、いじめ、体罰、不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識、こどもの人権をすべての大人が尊重するといった意識の浸透を図ります。

a こどもが権利の主体であることの情報発信、意識啓発

b 保護者や教職員、幼児教育、保育や青少年教育に携わる大人に対する教育、啓発

(イ) こどもや若者自身の権利意識の醸成

こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こども自身が権利を認識しなければなりません。

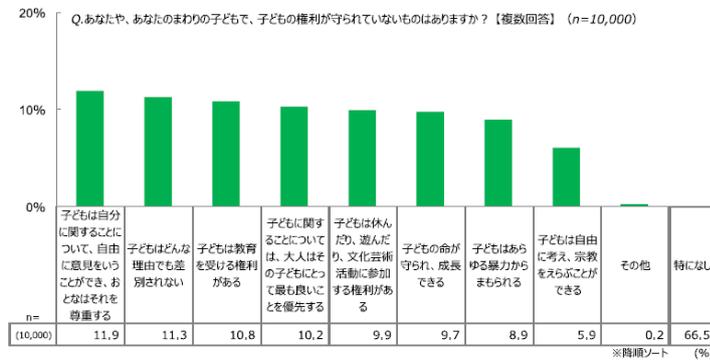
また、多様な人々で構成される地域社会の中にあっては、多様性を認め、尊重しつつ協同していく心を持つことが大切です。そのため、多様な人々との交流活動や人権に関する教育や啓発、男女共同参画の視点に立った教育等により、人権意識や共生意識を育みます。

- a 人権教育の充実
- b 人権相談体制の整備

(2) こどもや若者の意見表明と社会参画

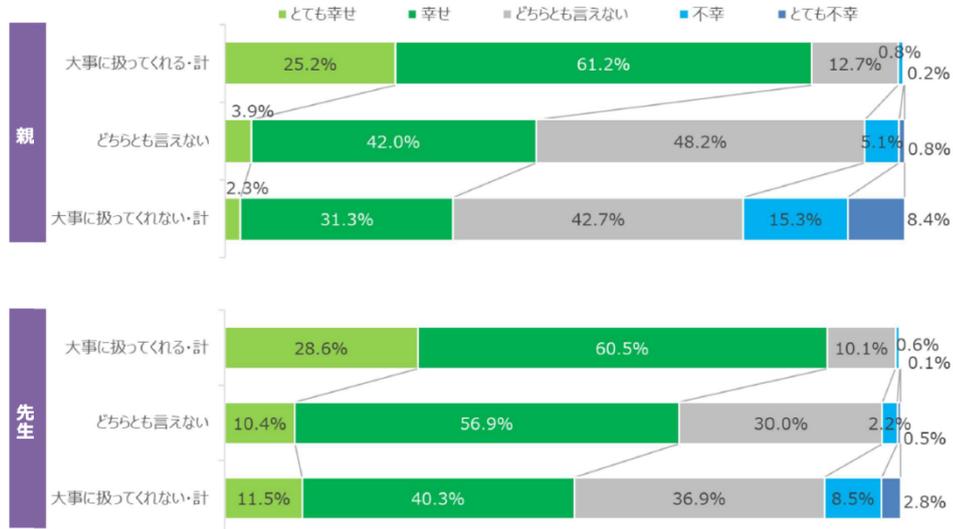
ア 現状と課題

大人は、「こどもは意見を持っていないのではないか」「意見を言えないのではないか」と無意識的にこどもを意見を聴く対象から外していたり、こどもは権利を守られる立場にあるという思い込みから、今まではこどもの意見を聞く機会を設けることが多くありませんでした。こどもが意見を表明し、大人に意見を聞いてもらう経験は、自己存在感、自己肯定感を獲得する上で重要なことです。



出典：公益財団法人日本財団「こども1万人意識調査」

親・先生による意見の尊重度と幸福度の関係



出典：公益財団法人日本財団「こども1万人意識調査」

イ 展開する施策

(ア) こどもの意見を尊重する仕組みづくり

こどもや若者が安全に安心して意見を述べる場や機会を設けるなど、

こどもが意見を表明しやすい環境を作ります。また、その意見をこども施策に反映させ、どのように反映されたのか、反映されない場合には理由などをフィードバックし、社会全体に広く発信します。

- a 社会へ直接意見を伝える仕組づくり
- b 県の施策の策定や実施におけるこどもの意見のヒアリング
- c 自分で声を上げることのできないこどもの声を代わりに伝える人材（アドボケイト）や会議などでこどもの発言を助ける人材（ファシリテーター）の活用

(4) 社会形成への参画

適切な権利の行使と義務の遂行により、社会に積極的に関わろうとする態度を育むために必要な教育を推進します。また、意見表明機会を提供するなど、社会への影響力を発揮できる環境を作ります。

- a 社会形成に参画する態度を育む教育の推進
- b 社会への意見表明の場の提供
- c ボランティア活動等による社会への参画
- d 選挙投票の啓発

2. こどもや若者の健やかな発達と育成を切れ目なく支援

(1) こどもや若者の成育環境の整備

ア 現状と課題

乳幼児期は、その後の脳と心の発達に影響する重要な時期です。しかし、そのことが社会全体で認識されるには至っていません。また、どのように接していけばよいかの親への支援も十分ではありません。

乳幼児期の育ちの環境は多様化しています。多様な育児ニーズに対応する支援体制を今後も確保していく必要があります。

また、学童期は、心も身体も大きく成長する時期であり、自己肯定感、道徳性、社会性や体力などを育むことができる環境を整える必要があります。

思春期は、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成する時期であり、成育環境等の理由により、自らの進路の選択が制約されることのないよう支援することが必要です。

さらに、青年期は、様々なライフイベントが重なり、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期であり、自己のライフイベントの選択、決定が尊重される取組や相談支援が必要です。

イ 展開する施策

(7) 乳児期における愛着形成の支援

乳児期は生涯にわたるウェルビーイング向上にとって最も重要な時期であることを

すべての人に共有し、乳児期の心身の健やかな育ちを保障します。

(イ) 質の高い幼児期の教育や保育の確保

こどもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、発達段階に応じた質の高い教育、保育及び子育て支援を提供します。

a 教育、保育区域の設定

1 市町村 1 区域とします。

b 教育、保育の量の見込み

各市町村の計画における数値が、県の設定した区域ごとの数値となります。

実施しようとする教育及び保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等は後掲のとおりです。

c 子ども・子育て支援給付に係る教育、保育の一体的提供及び当該教育、保育の推進に関する体制の確保

(a) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

地域の実情やニーズに応じ新設や移行を行う市町村及び施設に対し、必要な助言等を行います。

(b) 幼保連携型認定こども園の普及

(c) 教育、保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携

地域型保育事業を利用するこどもは、原則として満3歳までしか利用できないため、満3歳以降についても引き続き教育や保育（認定こども園、幼稚園、保育所）の提供が受けられるよう、市町村の積極的な関与を促進し、教育施設や保育施設と地域型保育事業者が相互に円滑な連携が図れるよう取り組みます。

d 幼児教育と小学校教育の連携

e 市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の推進

f 市町村との連携及び広域調整

g 特定教育、保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

h こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施

(ウ) 学童期、思春期の支援

こどもの発達に応じた学びを確保し、自己肯定感や道徳性、社会性、アイデンティティを育みます。

a 学習習慣の定着

b 学力向上の推進

c 性と健康に関する教育、普及啓発、相談支援

d 20歳未満の者の喫煙、飲酒対策

(エ)青年期の支援

自己のライフイベントにおいて、自身の意思が尊重された選択ができるよう支援します。

- a 大学等の進学助成
- b 就職相談、支援
- c ライフデザインの形成支援

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

ア 現状と課題

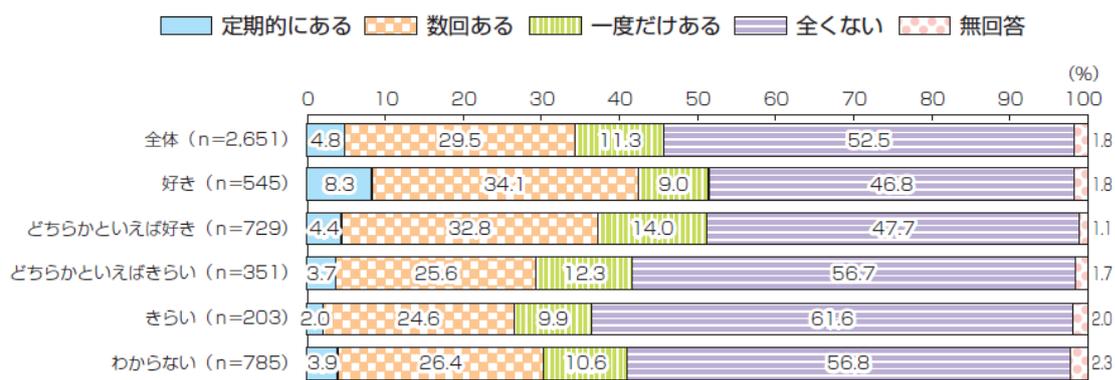
少子化や家族形態の多様化、急速に進展する情報化等により、他者と直に接する機会が減少し、コミュニケーション能力や規範意識、協調性等が低下しているとの指摘があります。

地域におけるつながりの希薄化や地域活動への関心の弱まりなどにより、地域力が低下し、こどもの豊かな人間性や社会性を育む体験活動の機会が減少しています。

こどもは、遊びや体験活動により想像力や好奇心、思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力など、社会生活に必要なことを身に付けます。こどもの健やかな成長には、このような活動の機会を保障することが重要です。このような活動は自己肯定感を育むことにもつながります。

また、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要であることから、食について学び体験する機会も大切です。

自然体験と自己肯定感の関係（和歌山県）



資料：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」（令和2年度）

イ 展開する施策

(ア) 多様な遊びや体験の機会、環境づくり

豊かな人間性や社会性、自己肯定感、自己有用感、意欲、チャレンジ精神等を養い

「生きる力」を育むため、年齢や発達の程度に応じて、多様な体験や遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや学び、体験の機会や場を創出します。

- a 自然体験、文化芸術体験、職業体験等の体験活動の推進
- b 体験、交流活動、外遊び等の場の整備

(イ) 生活習慣の形成、定着の推進

体力は「生きる力」の基盤となり、健康維持に加え、意欲や気力といった精神面の充実にも深くかかわっています。体力の維持、向上には基本的な生活習慣を身につけることが欠かせません。そのため、生活習慣を学ぶ機会を提供します。

- a 食育の推進

(ロ) こどもや若者の社会での活躍を支援

文化やスポーツ、国際交流活動等を通じた感受性の育成や自己実現を図る機会を提供し、こどもや若者が主体的に活躍できるよう支援します。

- a 各界で活躍する人による講義
- b 郷土愛を育む教育
- c 外国語活用能力を向上する教育

(3) こどもや若者の安全、安心を確保

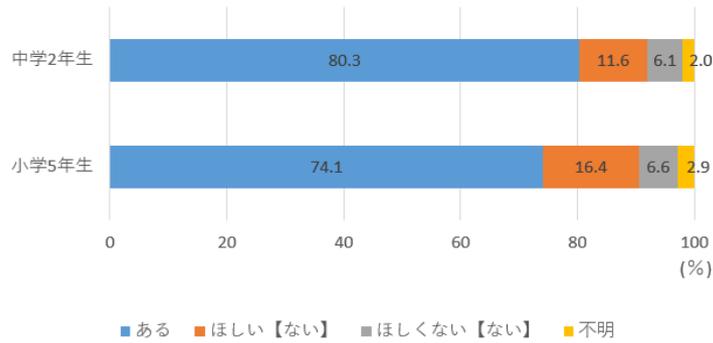
ア 現状と課題

事故や犯罪被害からこどもの生命を守り安全を確保することは、こどもが健やかに成長する大前提です。しかし、こどもや若者が SNS などのインターネットを通じて知り合った相手から性的被害を受ける事件が多数発生するなど、こどもの生命、尊厳、安全を脅かす深刻な状況にあります。自らの心身の健康を守り、発達段階に応じた性に関する指導の充実を図るとともに、相談体制を整えることや、家庭や学校、地域、行政、警察、医療機関等が連携してこれらの問題に取り組むことが求められています。

いじめについては、SNS 等での誹謗中傷や悪質な書き込み等によるものが増加しています。いじめ根絶に向け、予防、早期発見、早期対応、早期解決のための体制強化が必要です。

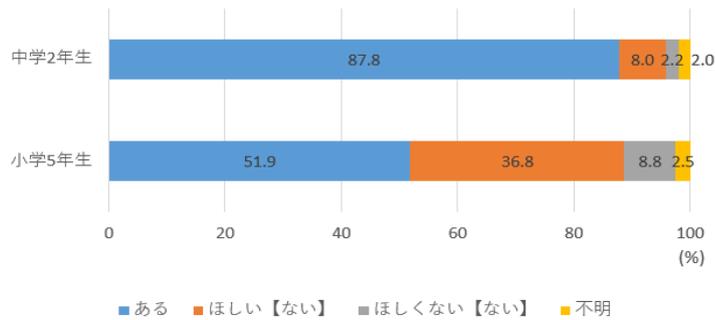
地震や津波をはじめとする災害から身を守り、被害を最小限に食い止めるためには、防災についての正しい知識を身に付け、災害発生時に率先して行動できるようにする必要があります。

インターネットにつながるパソコン、タブレット



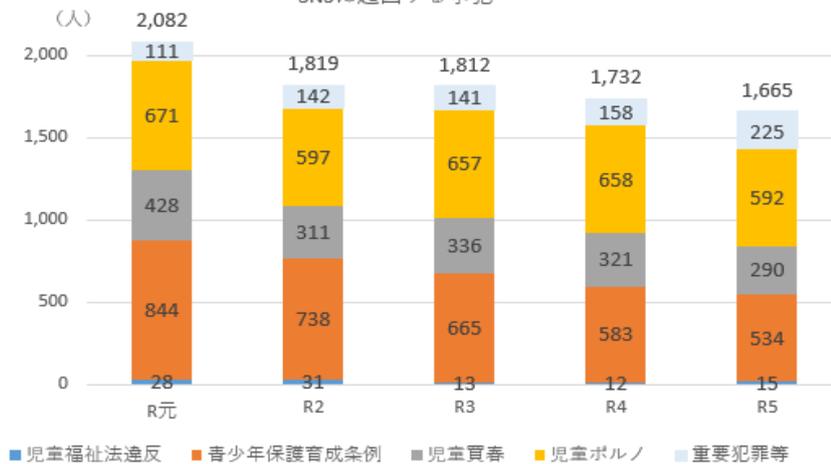
出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(R5)

携帯電話、スマートフォン



出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(R5)

SNSに起因する事犯



出典：警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」

イ 展開する施策

(7) 防犯、交通安全対策、防災教育

事故や犯罪、災害から子どもや若者の生命、身体を守り、危機管理や防災についての正しい知識を普及します。

a こどもの事故予防

- b 地域安全マップの作成
 - c 警察等による交通安全教育の実施
 - d 防災教育
- (イ) 有害環境等への対応
- こどもや若者の健全な成長を害する環境の浄化に向けた取組を推進します。
- a 有害図書、刃物、器具等の審査、指定
 - b 薬物乱用防止教室の開催
 - c 酒類、たばこの20歳未満の者に対する販売禁止、防煙対策
 - d 依存症予防
 - e 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備とフィルタリングの利用促進
- (ウ) いじめ防止
- いじめ防止、早期発見、早期対応、早期解決のための体制強化を行います。
- a こども SOS ダイアルや SNS を活用した相談実施
 - b 道徳教育の充実等によるいじめを許さない環境づくりの推進
 - c いじめの早期発見、早期解決
- (エ) 不合理な校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止
- 体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組を推進します。
- a 校則の見える化
 - b 教職員への周知

3. すべてのこども、若者やその世帯を対象とした良好な成育環境の確保

(1) こどもの貧困の解消に向けた対策

ア 現状と課題

和歌山県のこどもの貧困率は10.7%で低下しつつあるものの、依然として約10人に1人は困難を強いられている状況です。

こどもの貧困は、こどもの権利利益を侵害するとともに社会的孤立にも繋がるため、その解消に社会全体で全力をあげて取り組む必要があります。

P26～P28 データは修正作業中

所得段階別の分布

	所得の範囲	件数	%	% (除判定不能)
所得段階Ⅰ (中央値以上)	245万以上	4,245	45.8	50.9
所得段階Ⅱ (中央値の2分の1以上)	123～245万未満	3,203	34.5	38.4
所得段階Ⅲ (中央値の2分の1未満)	123万未満	897	9.7	10.7
判定不能	—	932	10.0	-

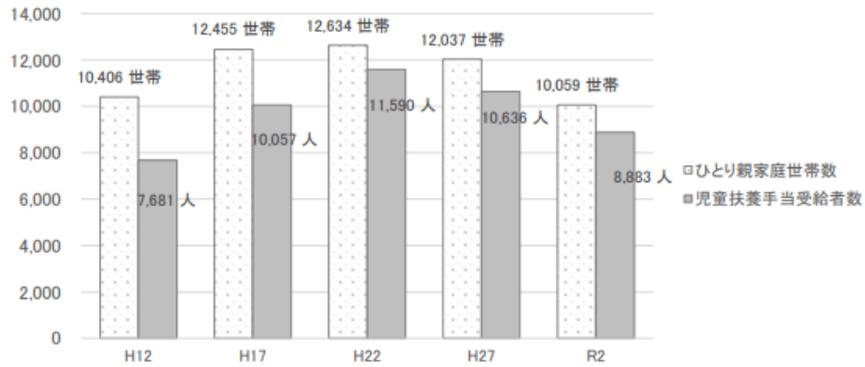
出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(R5)

和歌山県 0～17歳の被保護人員数の推移



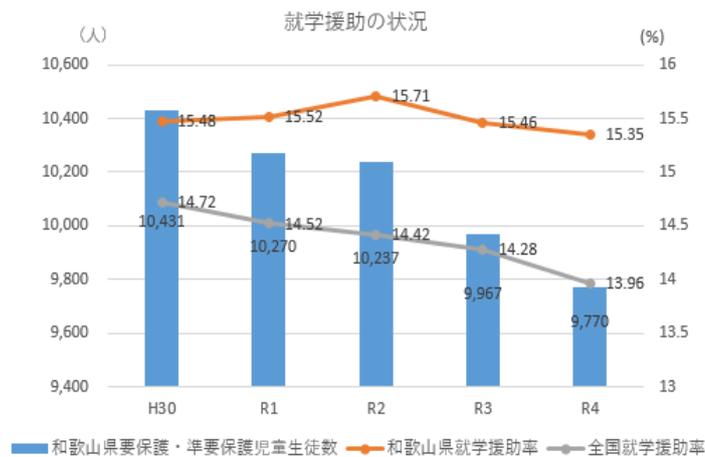
出典：和歌山県の生活保護

ひとり親家庭世帯数と児童扶養手当受給者数（和歌山県）



出典：ひとり親家庭世帯数＝国勢調査（総務省）

児童扶養手当受給者数＝福祉行政報告例（厚生労働省）※各年度末時点の受給者数



出典：文部科学省「就学援助実施状況等調査」

生活保護世帯の子供の進学率、就職率、高等学校中退率

●中学校卒業後

高等学校等進学率(%)	和歌山県		全国	
	県内全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
平成29年度卒業	99.3%	96.0%	98.8%	93.7%
平成30年度卒業	99.3%	93.2%	98.8%	94.0%
令和元年度卒業	99.3%	95.3%	98.8%	93.7%

就職率(%)	和歌山県		全国	
	県内全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
平成29年度卒業	0.1%	2.0%	0.2%	1.5%
平成30年度卒業	0.2%	4.1%	0.2%	1.4%
令和元年度卒業	0.3%	0.0%	0.2%	1.0%

高等学校等中退率(%)	和歌山県		全国	
	県内全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
平成29年度	1.5%	2.8%	1.3%	4.1%
平成30年度	1.3%	4.4%	1.4%	4.3%
令和元年度	1.4%	2.0%	1.3%	4.1%

※高等学校等とは、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校又は専修学校等をいう。なお、高等学校等中退率は、専修学校等を含まない。

●高等学校等卒業後

大学等進学率(%)	和歌山県		全国	
	県内全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
平成29年度卒業	71.3%	32.1%	76.1%	36.0%
大学・短期大学	47.8%	7.1%	54.7%	19.9%
専修学校等	23.6%	25.0%	21.4%	16.1%
平成30年度卒業	71.5%	28.6%	76.1%	36.1%
大学・短期大学	48.6%	8.9%	54.7%	19.5%
専修学校等	23.0%	19.6%	21.4%	16.7%
令和元年度卒業	73.5%	23.9%	77.0%	37.3%
大学・短期大学	51.5%	10.9%	55.8%	21.0%
専修学校等	22.0%	13.0%	21.2%	16.2%

※専修学校等とは、専修学校及び各種学校をいう。

就職率(%)	和歌山県		全国	
	県内全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
平成29年度卒業	23.1%	64.3%	17.6%	46.6%
平成30年度卒業	22.6%	53.6%	17.7%	47.2%
令和元年度卒業	22.0%	56.5%	17.4%	43.6%

(出典:文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省「就労支援等の状況調査」、
文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

イ 展開する施策

(7) 教育の支援

経済状況にかかわらず、すべてのこどもが質の高い教育が受けられるよう、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう支援します。

- a 保育料等の助成
- b 教育費負担の軽減
- c 地域における学習支援

(4) 生活の安定に資するための支援

こどもの貧困の改善に向けて、まず保護者が自立した生活を営めるよう保護者の相談対応事業を進め、こどもの希望や適性に応じた進路相談のもとでの進学や就職など生活を支援します。また、生活保護法や生活困窮者自立支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進します。

- a 保護者の生活支援
- b こどもの生活支援
- c こどもの就労支援
- d 住宅の支援
- e 医療費負担の軽減
- f 養育費の確保推進

(9) 保護者に対する職業生活の安定と向上支援

保護者の就労は、生活の安定を図ることはもちろんのこと、働く親の姿をこどもが見て、労働の価値や意味を学ぶうえでも重要なため、保護者の就労を支援します。

- a 再就職支援拠点による相談対応
- b 職業訓練の実施

(5) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える様々な課題やニーズに対応するため、経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて生活支援や就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。

- a ひとり親家庭の生活支援
- b ひとり親家庭の保護者の就労支援
- c ひとり親家庭の経済的支援

(2) 障害等のあるこどもや若者への支援

ア 現状と課題

障害、発達特性、病気等のあるこどもや若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援とのつながりの中で発達や自立を支援する必要があります。

イ 展開する施策

(7) 地域における支援体制の強化

心身の発育や発達の状態に応じた適切な支援を受けられるよう地域における障害児の支援体制の強化や切れ目ない施策を推進します。

- a 児童相談所、障害児者サポートセンター等での相談対応
- b 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の各圏域設置
- c 難病こども・保健相談支援センターでの相談対応
- d 聴覚障害児支援拠点を中心とした巡回相談等の実施

(4) インクルーシブ教育の推進

障害の有無にかかわらず、可能な限り共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育システムを推進するため、特別支援教育の一層の充実を図ります。

- a 通級指導教室の体制整備促進
- b 交流及び共同学習の充実

(7) 経済的支援

身体障害、知的障害、精神障害を有する児童の養育者の経済的負担を軽減し、長期にわたり療養を必要とする児童等の医療費の助成を行います。

- a 特別児童扶養手当の支給
- b 小児慢性特定疾病医療費の助成
- c 身体障害者手帳対象外の軽度、中等度難聴児への補聴器購入費の助成

(エ) 就労の支援

障害者雇用の一層の促進を図るとともに、労働、福祉、教育が連携し、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援に取り組みます。

- a 就労体験の実施
- b 障害者雇用促進の啓発

(4) 地域社会への参加と支援

障害者スポーツの普及や文化、芸術活動の充実を図ります。

- a 障害者スポーツ大会等の開催
- b 外泊を伴う外出の機会の提供
- c 文化、芸術活動を支援する人材の育成

(3) 児童虐待防止対策の強化

ア 現状と課題

児童相談所への児童虐待相談件数は増加しています。虐待は身体のみならず、心にも深い傷を残し、こどもの健やかな成長に深刻な影響を与え、時には生命が奪われる等、重大な事件に発展することもあります。

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、親族や地域からの支援が受けづらいものとなっており、保護者の育児の不安感や負担感を軽減するために、身近な場で日常的、継続的に子育て支援をする取組が必要です。

イ 展開する施策

(7) 児童虐待の発生予防

- a 児童虐待防止推進月間を中心とした児童虐待の基本的な知識や相談窓口等の広報啓発
- b 相談体制の整備
- c 市町村に対する技術的支援
- d 地域による家庭支援の促進

(イ) 虐待の早期発見、早期対応

- a 児童虐待を見逃さない保健、医療、福祉、教育等の連携推進
 - ・市町村こども家庭センターの整備
 - ・関係機関から市町村や児童相談所への情報共有の徹底
- b 児童虐待通告への迅速かつ的確な対応
 - ・48時間以内の安全確認の実施及び躊躇ない一時保護
 - ・「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」に基づく市町村と児童相談所の役割分担
- c 児童相談所の体制強化

(ウ) 在宅支援の充実

- ・在宅の児童や保護者に対する相談支援体制の強化

(エ) 専門人材の資質向上

- ・地域の関係機関の人材育成

(4) 社会的養護の推進

ア 現状と課題

こどもは家庭で養育されるのが第一として、家庭での養育が困難または適当でない場合は、家庭における養育環境と同様の環境における養育が必要です。

すべてのこどもが保護者と安定的、継続的に信頼関係を築き、安心して生活できる環境を確保するため保護者を支援することを原則（家庭養育優先原則）としつつ、こどもが保護者のもとで養育されることが困難な場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」や「できる限り良好な家庭的環境」において養育される環境づくりが必要となります。

イ 展開する施策

(7) 被措置児童の権利擁護

社会的養護の下で育つこどもが自らの意見を表明できるよう、こどもが権利を有すること、また、意見表明の手段があることなどについて、こどもへ周知するとともに、こどもの意見に対して適切な対応が図られる体制を構築します。

(4) 里親等への委託推進

里親制度への県民の理解を深めるため、里親支援機関、市町村、各団体、機関等と連携し、広報啓発を行うとともに、里親のリクルート活動を行い周知を図ります。

また、家庭における養育環境と同様の養育環境である里親等への委託は、愛着形成などこどもの発達ニーズから考え、乳幼児を最優先に里親等委託を推進します。

(7) 特別養子縁組等の推進

パーマネンシー保障の観点から、児童相談所においては、特別養子縁組等の検討については十分なアセスメントを行い、特別養子縁組等の一層の推進を図ります。

(エ) 児童養護施設の充実

できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、小規模かつ地域分散化された施設整備を一層促進します

(オ) 一時保護改革

一時保護児童の年齢や入所に至る背景、性格特性、性的指向、性自認などに配慮した、丁寧なケアに対応するため一時保護所を整備し、一人一人の状況に応じた専門的なケアが行える体制を構築します。

(カ) 自立支援の推進

自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実数を把握し、悩みを抱えた退所児童等への相談援助などを行うアフターケア事業などにつなげていきます。

また、現在、里親家庭や児童養護施設等で育つこどもたちが、将来に不安を抱えることなく進路を選択できるよう、相談支援体制を充実させ、こどもたちが里親家庭で生活をしている間や児童養護施設等入所中に自立を見据えた生活支援を行います。

(5) 特に配慮が必要なこども、若者への支援

ア 現状と課題

ニートやひきこもり、不登校等の問題は、個々の成育歴の中で相互に関連し、複合して生じる場合もあるなど、非常に複雑で多様な状況となっています。ヤングケアラーには、年齢や成長の度合いに見合わない過大な家事や介護の負担により、本人の成育や学業等への影響が懸念されます。本人や家族に自覚がない場合もあり、表面化しにくいことも問題です。また、本県在住の外国人とそのこどもが一定数いることを踏まえ、すべての外国人を孤立させることのない支援を目指します。こども、若者が抱

える困難や課題は多様化していますが、誰一人取りこぼすことなく健やかに成長できるよう支援を行う必要があります。

イ 展開する施策

(7) 自殺対策

命を大切にすることを育む教育の推進や相談体制の充実を図っていきます。

a 自殺予防の啓発、相談体制の充実

(4) 不登校のこどもへの支援

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育支援センターの拡充等、支援体制を強化し、不登校児童生徒の学びを保障します。

a スクールカウンセラーの配置等、不登校等総合対策事業の実施

b ICT を活用した不登校児童への学習支援

(5) ひきこもり、ニートへの支援

ひきこもり地域支援センターや若者サポートステーション With You²⁰、保健所、市町村において相談支援を行います。

社会生活に適応する力を養成するなど必要な支援や情報を対象者に届けるとともに、若年求職者へのワンストップセンターとして就労支援を促進します。

a ひきこもり地域支援センターと関係機関との連携を強化

b 若者サポートステーション With You における若者の自立支援

(6) ヤングケアラーへの支援

顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援に繋がります。

(7) 非行防止と自立支援

こどもや若者の非行防止やこどもや若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します。

a 少年サポーターの学校派遣

b 少年補導員による立ち直り支援活動

(8) 外国に縁のあるこどもや若者の支援

就学状況等の把握や円滑な就学を目指した支援を行い、個人の実態に応じたきめ細かな日本語指導等の充実を図ります。

(9) 若年妊産婦の支援

身近な地域で必要な支援を受けられるよう相談体制を構築します。

a 市町村や産科医療機関と連携した支援

(10) 犯罪被害者の支援

²⁰ 和歌山県では、子ども・若者育成推進法第13条の「子ども・若者総合相談センター」として「With You」を設置し、あらゆる相談を受け付けており、平成26年から若者の就業的自立を支援する「若者サポートステーション」に併設し、「若者サポートステーション With You」として一体的に支援を行っています。

加害者のプライバシー、更生への影響や事件の性質等を考慮しつつ、被害者やその家族または遺族の求めに応じて、適切な情報提供を行うなど被害者への配慮に努めます。

4. 社会全体でこども、若者や子育てを支援

(1) 地域全体でこどもを育む環境づくり

ア 現状と課題

少子化や核家族化の進展に伴い、こどもや保護者と地域の関わりが希薄化し、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあり家庭の孤立が増えています。

また、地域力の低下に伴い、あらゆる年齢や立場の人が交流できる場所が減少しており、こどもが地域の中で育つ環境が少なくなっています。

長時間労働等により働く親が家庭や地域でこどもと一緒に過ごす時間を十分確保できなくなっています。保護者の注意の届かない時間が増え、こども達が安全に安心して過ごすことのできる居場所が必要です。

イ 展開する施策

(ア) こどもの居場所づくりの推進

自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わり、生きる上で不可欠な要素であることから、誰一人取り残さないようこどもとともにこどもの居場所づくりを推進します。

- a こども食堂の設置拡大
- b 放課後児童クラブの整備推進
- c 地域参加によるこども交流活動の支援
- d こども会や児童館での活動
- e こども若者シェルターの設置拡大
- f 「第3の居場所」の設置推進

(イ) 地域や学校の連携と協働

地域の人との協力を得ながら、様々な体験活動や学習支援を推進します。

- a 放課後こども教室の充実
- b 学校、家庭、地域が一体となった仕組みづくり

(ウ) こどもまんなかのまちづくり

公共施設や公園等の充実やこどもが安全に遊べる環境の整備を行います。

- a 公共施設の遊び場の充実
- b こどもの不慮の事故防止のため関係機関の連携
- c 公共機関等における駐車場適正利用

(2) こども、若者や子育てに関わる人への支援

ア 現状と課題

少子化や核家族化の進展に伴い、こどもや保護者と地域の関わりが希薄化していることにより、保護者が孤立し、子育ての悩みや問題を抱える家庭が増加傾向にあります。

核家族化の進展等によりこどもに対する保護者のものの見方や考え方が及ぼす影響が大きく、こどもや家庭を取り巻く様々な社会問題が解消されにくくなっています。

こどもや若者が抱える問題は、複合的かつ複雑であることが少なくないため、こどもや若者の相談業務を行っている支援機関や相談員等については、支援に必要な知識や実践力を習得しておくことや他機関との連携が求められています。

イ 展開する施策

(ア) 親への支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう支援を推進し、すべての親を対象にこどもの成長に応じた、こどもへの適切な関わり方等を学ぶ機会を創出します。

- a 子育て支援
- b 経済的支援
- c 家庭教育支援
- d こどもの育ちに応じた親への支援

(イ) こどもや子育て支援の担い手の養成と確保

民間協力者の確保や研修に取り組みます。

- a 地域のこどもと関わる指導者をワークショップにより養成
- b 地域における多様な担い手の育成

(ロ) 専門性の高い人材の養成や確保

資質向上のための研修等を実施します。

(3) こども、若者や子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

ア 現状と課題

子育て当事者にとって今の社会は、こどもや子育てにやさしい社会と感じられず、子育て当事者は周囲や社会に対し「子育ての大変さ」への理解を求めています。こどもや子育てに対する不寛容が社会に存在します。

イ 展開する施策

(ア) 社会全体でこども、若者や子育てを応援する気運醸成

子育てはすべて親の責任といった人々の意識を解消するため、社会全体でこどもを育む気運を醸成します。

- a こどもや子育て家庭の応援

- b こどもまんなか応援サポーターの推進
- c こども及び子育て中の人とそれ以外の人との交流の場の創出

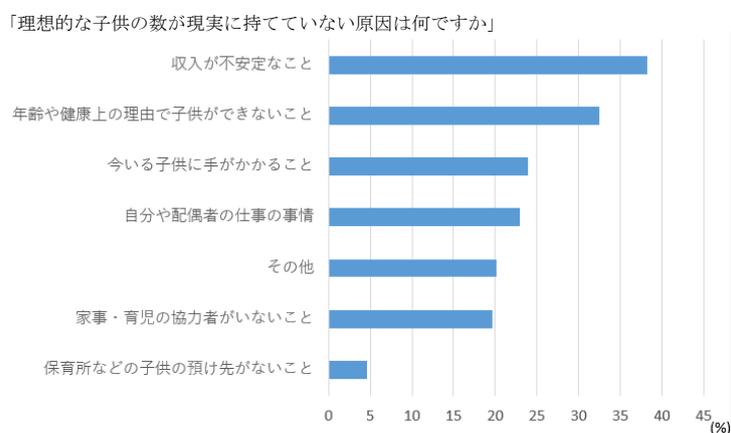
5. 妊娠、出産、育児の希望を実現

(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援

ア 現状と課題

妊娠、出産、育児を希望していても経済的、身体的な不安から躊躇する状況にあります。

これらに対する不安を取り除き、希望を実現することは自己実現に適うものです。



出典：和歌山県「子育てに関する意識調査」(R5)

イ 展開する施策

(ア) 周産期医療体制の整備

安心して妊娠、出産できる体制を整備します。

- a 周産期母子医療センターの安定運営支援
- b 周産期医療体制の堅持
- c 自宅又は里帰り先から遠方の分娩可能な医療機関までの移動を要する妊産婦の心身的及び経済的負担の軽減

(イ) 妊産婦や乳児への支援

妊産婦の負担軽減や乳児への支援を行います。

- a こども家庭センターによる総合的な相談支援
- b 妊産婦への経済的、心理的負担軽減
- c 妊婦健康診査、妊婦の喫煙防止
- d マス・スクリーニング、新生児聴覚検査
- e 低出生体重児

- f 産後ケア、産後うつ対策
- g 市町村の乳児全戸家庭訪問を支援
- h 乳幼児健康診査
- (㊦) 不妊治療の支援
 - 不妊治療の経済的、心身的負担を軽減する支援を行います。
 - a 保健所において医師や保健師による不妊専門相談を実施
 - b 不妊治療初期から高度治療まですべての段階での経済的負担の軽減
- (㊧) 小児医療の充実
 - こどもが地域において安心して医療サービスを受けられるよう、医療体制を整備します。
 - a 小児医療体制の強化
 - b 小児のこころのケアの充実

(2) 就労支援等による経済的基盤の安定

ア 現状と課題

結婚、妊娠、出産を望んでいても収入が少ないなど、経済的な不安から、その希望を実現できていない状況にあるため経済的な安定を支援する必要があります。

イ 展開する施策

経済的不安を取り除くため就職等の支援を行います。

(㊦) 相談支援体制の整備

若者サポートステーションによる就職相談やサポート体制を充実させます。

(㊧) 就労支援、再就職支援

はたらコーデわかやま²¹と連携した就職支援を実施します。

(㊨) 非正規雇用対策の推進

意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用への転換、公正な待遇や能力開発の機会が確保されるよう取り組みます。

(㊩) 結婚に伴う新生活への支援

市町村が実施する新婚世帯向けの経済的負担軽減策を支援します。

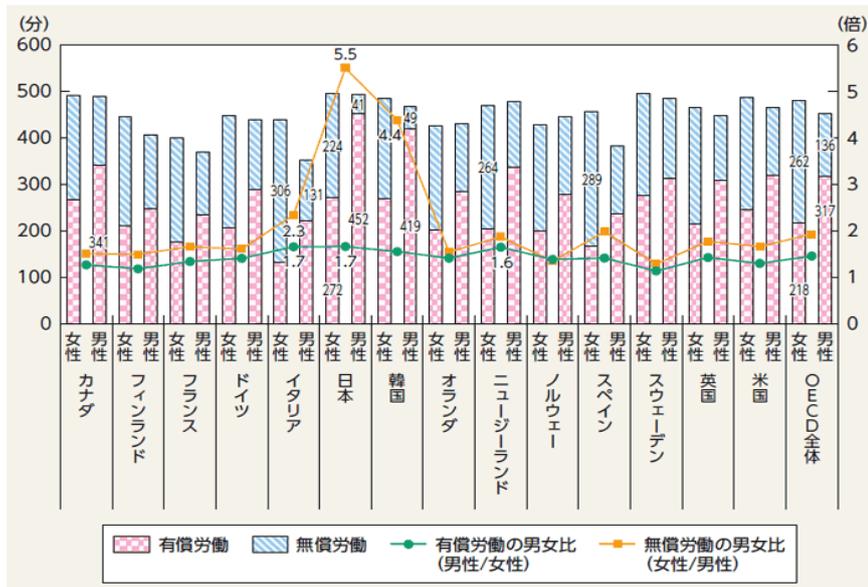
(3) 多様で柔軟な働き方の推進

ア 現状と課題

日本では労働時間が長く、男性が家事や育児に費やす時間が諸外国に比べ少なくなっています。和歌山県においても男性のほうが女性より家事や育児に費やす時間は少なくなっています。

²¹ わかやま就職支援センター

男女別に見た生活時間（週全体平均、1日当たり）



出典：OECD「生活時間の国際比較データ」

イ 展開する施策

(ア) 就労環境や職場の文化、雰囲気の本格的な見直し

雇用者や職場の働き方に対する意識改革を促進します。

- a 仕事と子育ての両立に向けた職場環境の整備
- b 長時間労働の抑制等、働き方改革に向けた気運醸成

(イ) 共働きや共育ての推進

夫婦が相互に協力し子育てをし、それを職場や地域社会全体で応援する社会づくりを推進します。

- a 市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の推進（再掲）
- b 育児休業取得の推進

(ウ) 働きやすい職場環境の整備

良質な雇用環境の下で働けるよう職場環境の整備を推進します。

- a テレワークの普及等、働き方改革の促進